

宍粟市空き家水道料金軽減規程をここに公布する。

令和6年2月20日

宍粟市長 福元 晶三

宍粟市水道事業管理告示第1号

宍粟市空き家水道料金軽減規程

(目的)

第1条 この規程は、適切に管理されている空き家（常時使用していない状態にある居住の用に供する家屋（別荘及び賃貸物件を除く。）をいう。以下同じ。）に設置された給水装置に係る水道料金を軽減することによって、空き家における漏水を未然に防止し、もって配水池の急激な低下による地域における断水の危険を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語の意義は、宍粟市水道事業給水条例（平成17年宍粟市条例第211号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(軽減の対象者)

第3条 水道料金の軽減の対象となる水道の利用者は、次条第1項の規定による申請を行う日において、次に掲げる要件をすべて満たす給水装置より水道を利用する者とする。

- (1) 市内に存する空き家に設置されたものであること。
- (2) 設置された水道メーターの口径区分が、13mm、20mm又は25mmであること。
- (3) 容易に水道の利用の開始又は休止の操作ができる止水弁が側に設置してあること。
- (4) 直近の定例日に計量した使用水量が10m³以下であること。
- (5) 当該給水装置に係る水道の利用者等に、水道料金の滞納がないこと。

(軽減の認定申請)

第4条 水道料金の軽減を受けようとする水道の利用者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ別に定める申請書に、申請者の住所がわかる身分証明書等の写しを添えて、水道事業の管理者の権限を行う市長（以下単に「市長」という。）に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請が適当と認めるときは、当該申請に係る給水装置を水道料金の軽減の対象として認定し、その旨を申請者に書面で通知する。

(軽減する水道料金の額等)

第5条 前条第2項の規定により認定した給水装置（以下「軽減対象装置」という。）より水道を利用する者に係る水道料金の軽減は、同条第1項の規定による申請があった日の属する月の翌月からその月が属する年度の3月までの月分として徴収する水道料金について行う。

2 軽減する水道料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とし、当該軽減する額は、条例第28条第2項の表に定める基本料金の額から減じるものとする。

- (1) 軽減対象装置に設置した水道メーターの口径区分が13mmのもの 1,300円

(2) 軽減対象装置に設置した水道メーターの口径区分が20mmのもの 1,700円

(3) 軽減対象装置に設置した水道メーターの口径区分が25mmのもの 2,000円

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める月分として徴収する水道料金に係る軽減を行わないものとする。

(1) 計量した使用水量が11m³である場合 当該計量を行った月の翌月分

(2) 計量した使用水量が12m³以上である場合 当該計量を行った月の翌月分及び翌々月分
(届出の義務)

第6条 軽減対象者は、軽減対象装置が設置された空き家が常時使用していない状態でなくなったときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(軽減の停止)

第7条 市長は、前条の規定による届出があった場合は、当該軽減対象装置に係る水道料金の軽減を停止する。

2 市長は、軽減対象装置が設置された空き家が前条に規定する状態となった事実を把握したときは、職権により、当該軽減対象者に係る水道料金の軽減を停止する。

(返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により水道料金の軽減を受けた者がいるときは、その者から、当該軽減を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 この規程の規定による水道料金の軽減を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行し、令和11年3月31日をもって失効する。

(準備行為)

2 第4条第1項の規定による申請は、この規程の施行の日前においても行うことができる。この場合において、当該申請に係る水道料金の軽減は、第5条第1項の規定にかかわらず、令和6年4月以降の月分として徴収する水道料金について行うものとする。

(料金の軽減の特例)

3 令和6年4月分から令和7年3月分までとして徴収する水道料金に係る第5条第2項の規定の適用については、同項の規定中「1,300円」とあるのは「1,190円」と、「1,700円」とあるのは「1,550円」と、「2,000円」とあるのは「1,800円」とする。